１　目的

昨今、観光や飲食などをする際、事前にインターネットで情報を調べた上で行動を起こす人が増加傾向にある。一方で、その対策ができていない事業者ほどネット上の情報に不足や誤りが生じており、来街誘引や購買機会の損失につながるおそれがある。

本業務は、飲食店等のインターネット上における情報の質を担保し誘客につなげるため、検索エンジンシェア率１位※ のGoogleが提供する情報管理ツールであるGoogleビジネスプロフィール（以下、「ＧＢＰ」という。）を活用した情報発信の手法を学ぶデジタルマーケティングにかかるスクール（以下、「スクール」という。）を開催し、事業者自らが低コストで持続的に情報発信を行うことができるようになることを目的とする。

※データ引用元：Search Engine Market Share | Statcounter Global Stats（2024年2月）

２　契約主体

大分県

３　委託期間

契約締結の日から令和７年３月２１日まで

４　委託業務の内容

本業務は、各地域の受講者相互によるサポートも想定し、県内３地域でのスクール開催を予定している。また、デジタルに不慣れな受講者の理解を深めるため、スクールにおいて地域の高校生によるサポートを実施する。なお、開催地域及び参加高校については県が指定するものとする。

（１）事業者向け説明会の開催（３地域、３時間程度/回）

　　　消費者の検索サイトの利用方法など、デジタルマーケティングにおける基礎的な考え方に関する説明会を６月上旬を目途に開催し、スクールの参加団体を募ること。また、希望する事業者にはGoogleビジネスプロフィールの登録サポートを行うこと。

ア　概要

・対象者　開催各地域の飲食店等の個店を営んでいる事業者

・方　法　オフライン（ただし内１地域ではオンラインでのハイブリッド開催とする）

イ　業務内容

ａ　説明会の開催に関すること

・参加者の募集に関すること（チラシ１種の作成、参加者の取りまとめ）

・会場の調整、準備、後片付けに関すること

・オンライン配信に関すること

・説明会後、希望する参加者へのGoogleビジネスプロフィールの登録サポートに関すること

・当日の投影・配布テキストの作成に関すること

・当日の受付に関すること

・参加者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること

・その他説明会の運営に必要なこと

ウ　実施にあたっての留意事項

・説明会の内容は、身近な事例を紹介するなど参加者がデジタルマーケティングの概念や必要性を理解しやすいよう工夫し、県と協議し決定すること。

・会場の選定にあたっては、作業環境や参加者の交通手段に配慮し、県と協議し決定すること。

・計画的かつ効果的な広報に努めること。

・ハイブリット開催の説明会については、スクール参加者募集の終了までアーカイブ配信を実施し、希望する事業者や団体等が視聴できる環境を整えること。

（２）生徒向け講座開催（３校、２時間程度/回）

　　　スクールにおいて受講者のサポートを生徒に依頼するにあたり、デジタルマーケティングにおける基礎的な考え方やＧＢＰの操作方法などをテーマに、受講者をサポートするために必要な考え方やノウハウを身につける生徒向け講座を協力各校にて開催すること。

ア　概要

・対 象 者　スクールでの実践をサポートする県内高校生　等

・方　　法　オフライン開催

イ　業務内容

ａ　テキストの作成に関すること

・生徒へのアンケート作成・収集・分析等に関すること

・生徒のフォローに関すること

・その他講座の運営に必要なこと

ウ　実施にあたっての留意事項

・講座内容は、身近な事例を紹介するなど生徒が内容について理解し、事業者をサポートするためのノウハウを習得できるよう工夫し、県と協議し決定すること。

（３）スクールの開催（３回（初級・中級・上級）×３地域、２時間程度/回）

　　　消費者の行動決定プロセスや検索サイトの利用方法、ＧＢＰの情報登録やＭＥＯ対策などについて低コストで持続的に効果的な情報発信をすることが出来る手法を学ぶ、初級・中級・上級全３回の実践的な事業者向けスクールを開催すること。なお、中級・上級の開催にあたっては地域の生徒による受講者サポート体制を組み込むこと。

　　初級：GoogleMAPを活用した広報の基本的な考え方やＧＢＰの登録方法を学び、実際にＧＢＰのオーナー登録を各受講者で行う。

中級：ＧＢＰを活用して効果的な情報発信する手法を学び、実践する。

　　上級：上位表示されている競合店舗との比較や、ＳＮＳ連携をして効率的に情報発信を

する方法、日々の運用方法など、スクール後も持続的に効果的な情報発信が行えるよう学ぶ。

ア　概要

・対 象 者　参加団体に属する事業者　等

・受講人数　１回あたり１０～１５店舗程度

・方　　法　原則オフライン開催

　　　　　　ただし、アーカイブ配信については４（３）ウのとおりとする

イ　業務内容

ａ　スクールの開催に関すること

・参加者の募集に関すること（チラシ１種の作成、参加者の取りまとめ）

・参加団体（受講者）、生徒との各種調整に関すること

・カリキュラムの設定に関すること

・開催日の設定に関すること

・講師の選定、依頼、調整に関すること

・会場の調整、準備、後片付けに関すること

・使用する機器（配信機材に加え、モバイル通信端末（Wi-Fi）、ＧＢＰの登録に利用可能な端末を持たない受講者用の予備端末を含む）の準備、後片付けに関すること

・配信に関すること

・当日の投影・配布テキストの作成に関すること

・当日の受付に関すること

・受講者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること

・生徒の交通費等必要経費の精算に関すること

・その他スクールの運営に必要なこと

ウ　実施にあたっての留意事項

・カリキュラムの設定にあたっては、事業の目的に沿ったものとし、身近な事例を紹介するなど、受講者がデジタルマーケティングの概念を理解しやすいよう工夫し、県と協議し決定すること。

・講師の選定にあたっては、メインの講師のほか、受講者が円滑に受講できるよう、また受講生のサポートを行う生徒をフォローできるようスタッフを必要人数招聘することとし、県と協議し決定すること。

・日程の調整にあたっては、参加団体（受講者）、生徒に配慮し、県と協議し決定すること。

・会場の選定にあたっては、作業・通信環境や参加団体（受講者）、生徒の交通手段に配慮し、県と協議し決定すること。

・初級・中級・上級の各初回開催分は、スクール終了後にアーカイブ配信を実施し、希望する参加団体（受講者）が視聴できる環境を整えること。

（４）（１）～（３）に付随する業務

ア　委託業務にかかる経理に関すること。

イ　委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。

ウ　前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県が指示すること。

エ　その他、事業の運営に関して必要なこと。

（５）報告書の作成

業務終了後、委託期間内に上記（１）～（４）の実績をまとめた報告書を作成すること。報告にあたっては、参加者からのアンケート結果等を踏まえ、今後の課題や改善点等をまとめ、県に提案すること。

５　付記事項

（１）権利義務等の譲渡等

　　　県はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

６　著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

（１）成果品の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、県に無償で譲渡するものとする。

（２）県は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

（３）納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

（４）受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条を行使することができないものとする。

７　貸与資料

　　県が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は県の指示に従い、借用書を県に提出の上資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を県に返却しなければならない。

８　秘密の遵守等

　　受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県から貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

９　補則

　　本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定するものとする。